

論文審査の結果の要旨

氏名 井上 和人

井上和人氏の論文『古代都城制条里制の実証的研究』は、平城京や大和の条里制などを中心とする日本古代の都城制・条里制の形制過程とその実像について、これまでの発掘調査成果をふまえ、新説を展開した研究成果である。研究の特徴は、長年発掘調査に従事してきた経験を活かし、発掘調査成果の再吟味と国土座標にもとづく遺跡実測データの精密な分析によって、諸通説を批判しつつ遺跡の解釈に新説を提示したところにある。

都城制をめぐるのは、まず、これまで諸説がとなえてきた飛鳥地方における七世紀代の方格地割りを発掘調査成果の再検討により否定するとともに、大宝令に定められた度地尺としての「大尺」（高麗尺）が、和銅六年（七一三）に「小尺」（唐尺）に統一されるまでの七世紀後期から八世紀初頭にかけて実用されたことを、藤原京（六九四～七一〇）・平城京（七一〇～七八四）の条坊遺構などの実測分析から明らかにした。平城京については、平城京が藤原京とは異なり唐の長安城を忠実に模倣するプランをもつことを指摘し、羅城門が朱雀門より大規模であったこと、存在しないとされてきた羅城が平城京南辺には全面存在したこと、さらに諸説に分かれる平城京北辺坊の施工時期を奈良時代後期の西大寺造営にともなうとすることなど、多くの新説を提示している。

条里制については、奈良盆地にみられる大和統一条里の施工時期を、多くの発掘調査事例の詳細な分析から七世紀後半に行なわれたとし、平安時代後期施行説に反論する。

本論文では、日本古代の都城制や条里制の形制時期とその具体的な在り方について、実測データの厳密な検討の上に、一貫した見通しを展開することに成功しているといえよう。高麗尺や平城京羅城の存在、平城京北辺坊・条里制の施工時期などについてはなお有力な異説もあり、今後も議論が必要であろうが、個々の論点を越えて、本論文によって有力な一説が示されたことは間違いない。さらに詳論と説得力強化が望まれる点もあるものの、発掘調査成果にもとづき古代の都城制・条里制に意欲的な展望を示したところは、今後の研究に有益な基礎をもたらしたことは評価できる。

したがって審査委員会は、本論文が博士（文学）にふさわしい研究であると判断する。

大山誠一氏の論文『長屋王家木簡と奈良朝政治史』は、平城京左京三条二坊の邸宅跡から出土した「長屋王家木簡」の総合的検討を通して、奈良時代の政治過程について新しい自説を展開した研究成果である。研究の特徴は、新しい出土文字資料を積極的に位置づけ、通説を批判的に再検討して大胆に政治的背景をさぐるところにある。それらを通して、奈良時代前期の政治過程について、幅広く一貫した歴史的展望を提示したものである。

第一「『長屋王家木簡』に見える家政機関」では、「長屋王家木簡」に見える家政機関の構成を検討し、平城京左京三条二坊の一・二・七・八坪を占める広大な貴族邸宅の所有者を長屋王とその正妻吉備内親王とし、また家政機関としては、長屋王・吉備内親王のそれとともに氷高内親王（元正天皇）の家政機関が邸宅内に一体として機能していたとする。霊亀元年（七一五）に即位した後も氷高内親王の家政機関が存続していたとする点では、長屋王の父高市皇子の家政機関が継承されたとする説もあり、なお議論が必要であろう。また、大山氏が論拠の一つとした邸宅内における「大命」「幸行」「侍従」などの天皇固有の用語も、奈良時代初期にはこれらの用語が天皇の独占物とはなっていなかったとする説も存在する。しかし個々の論点を越えて、研究途上の段階において、一貫した見通しを提示した意欲的な研究として評価されよう。

第二「氷高内親王をめぐる諸問題」では、即位後も氷高内親王の家政機関が長屋王・吉備内親王の邸宅に存在したとする立場から、元明・元正両女帝論に論及する。霊亀元年（七一五）の氷高内親王の即位事情を、首皇子（聖武天皇）を擁する藤原武智麻呂に対抗する長屋王がクーデターに近いかたちで元正天皇を擁立したものと評価する。藤原不比等と長屋王との対立説などなお異論があり得るであろうが、元明・氷高内親王・長屋王らが密接な関係にあったという「長屋王家木簡」の解釈から政治過程論に迫る方法は、長屋王の政治基盤の解明とともに注目される。新しい出土文字資料から、従来『続日本紀』などによって構成されてきた歴史像を再検討する姿勢は、評価し得る。

第三「長屋王と吉備内親王」では、木簡の検討から長屋王家の経済的基盤を明らかにするとともに、邸宅居住者が長屋王・吉備内親王とその子供たちばかりでなく、妻妾同居で

あったことを明確に指摘する。さらに藤原氏対長屋王という視角から長屋王の変に至る政治過程を展望する。

元明・元正の両女帝が藤原氏と対立する長屋王と密接な関係にあったとする大山氏の見解は、両女帝を文武から聖武への中継ぎと考える通説的理解に対して、再検討を求める内容をもっている。また、古代の天皇像が大宝令で確定したわけではなく、現実の政治課程の中で長屋王の変を経て明確化していったとする指摘は、有益である。

以上、本論文は、「長屋王家木簡」の全体像について自説を提示し、その新視角の上に奈良時代前期の政治背景について見通しを立てている。具体的な個々の論点を越えて、全体的な政治過程をめぐって幅広く明快な論旨を展開したところは、今後の研究の進展に寄与するものといえよう。また、発掘調査機関ないし木簡解読に直接従事する立場に属さない大山氏が、発掘後間もない時期から木簡の出土状況・機能にまで踏み込みながら大胆な試論を展開したことは、調査成果を広く学会で共有しつつ幅広い検討を行うという研究状況をもたらす上で、意義あることといえよう。論点が広範囲に及ぶこともあり、木簡の理解などの面でなお多くの有力な異論が存在するなど、さらに詳論と説得力強化が望まれるものの、出土文字資料から政治過程論に迫ろうとする独自の達成を示した点で、本論文は今後の日本古代史研究に有益な基礎をもたらすものと評価できよう。

したがって審査委員会は、本論文が博士（文学）にふさわしい研究である

さらに政治過程の見通しとして、元明太上天皇が亡くなると長屋王の権力は弱まり、神亀元年（七二四）に藤原武智麻呂らが擁する首皇子（聖武）が即位して長屋王は権力を失ったと評価する。ただし有力な皇位継承資格者として、光明子の産んだ聖武天皇皇太子の早逝による藤原武智麻呂・光明子らの怒りをかって抹殺されたと展望する。